

業績向上のためのリスクマネジメント

TPPはリスクかチャンスか

東京企業リスク研究会 リスクマネジメント イニシアティブ グループ

小林久朗、古稻計、鈴木信幸、松岡久美子

1 はじめに

昨年度、リスクマネジメント（以下、RM）で分かる成長タイミングと市場規模という観点から『業績向上のためのリスクマネジメント』を提言したが、今年度は具体例として、参加国間での交渉が大詰めを迎えた「環太平洋パートナーシップ協定／環太平洋経済連携協定＝Trans-Pacific Partnership Agreement（以下、TPP）」を取り上げる。

『業績向上のためのリスクマネジメント』の中では、企業の事業目標に影響を与える不確実性要素を「リスク」と定義し、Sカーブによる分析を行ったが、TPPを議論する場合、TPP自体を「日本の将来に影響を与える不確実性要素」として位置づける。TPPは長期間に渡る協議にも関わらず未だ合意、妥結していない。協議内容が公開されていないため、同じ目標に向かっていても賛否両論、正反対の結果が議論されている。ここには見る視点、立場や考え方の違いという「不確実性」が存在しており、それらをどのように捉えるかによって異なる結果につながっている。今回は立場の違いで「個人」「企業」「国」の単位から不確実性を捉えて、「TPPはリスク（マイナス）か、チャンス（プラス）か」を検証する。

2 RMはチャンスのためのマネジメント

昨年度は、「リスク」すなわち「不確実性要素」を見極めるために、マーケティング分野におけるSカーブの視点を取り入れた。Sカーブでは、商品や事業の寿命という観点から、導入期・成長期・成熟期を把握することができる。また技術開発と製品性能の関係性や、発手法TRIZでも提唱されている。

SカーブのRMへの応用では、ひとつのSカーブから次のSカーブにジャンプするタイミングを「イノベーション」の発生ポイントと捉え、ここに着目する。イノベーションは、それを起こされた側からみれば極めて大きな事業リスクになりかねない。そこでイノベーションのタイミングを判断するために、「商品のSカーブ」、「業界のSカーブ」、「グローバル市場のSカーブ」という3つの視点で事例研究し、RMはチャンスをつかむためのマネジメントでもあることを提言した。

3 TPPはリスクかチャンスか

TPPは国家間で締結される協定であり、ひとつの商品、またはひとつの企業体といったレベルではなく、より大きな組織である「国」という視点が必要である。企業であれば短期的な数値目標や、事業目標は明確で、そのプロセスもひとつであるが、「国」の場合は、数十年先という長期的なスパンで考慮する必要

が出てくる。また、個人や企業、業界によっても視点が異なるため、「不確実性要素」は多岐に渡る。

目標、視点、立場によって異なる「不確実性要素」を分析することで、TPPにおけるリスクとチャンス洗い出す。

4 TPPとは何か

1. TPPの概要

TPPとは何か。ここで改めて整理しておく。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定とは、アジア太平洋地域における経済連携において高い水準での自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定のことである。2010年3月にP4協定^(注1)参加4ヶ国に加えて、米国、豪州など5ヶ国が加わり9ヶ国で交渉が開始された。その後2012年に2ヶ国が参加、2013年には日本が参加したことで現在12ヶ国での交渉が行われている。（図表1）

TPP交渉の大きな柱は、「①自由貿易の促進」と、「②国際通商ルールの統一化」である。①については、例外なき関税撤廃を原則とし、貿易品目の全品目について、関税の即時もしくは段階的に撤廃していくこととなっている。また、②については、知的財産や金融システムの保護、海外企業の参入など、国ごとに異なるビジネスのルールを統一することで、参加国の企業が国境を越えて自由に活動できることを目指している。現在、議論されているテーマは21分野である。（図表2）

2. TPP交渉の最新状況

2014年11月に行われた首脳会合の声明では、交渉の終局が明らかになりつつあることを強調、すでに合意、またはほぼ合意の分野も出ている。反面、最も複雑で難航している「知的財産（以下、知財）」、「国有企業」、「環境」および「投資」に関するものや、農作物重要5品目を含む「物品市場アクセス」分野など、残された課題も多い。

さらに2014年12月に首席交渉官会合が実施された。この会合では難航分野と言われるテーマについて首席交渉官らによるバイ協議が積極的に実施され、より具体的な協議やテキストについて議論された。「環境」など進展した分野もあれば、「物品市場アクセス」などはまだ厳しい状況である。

5 SWOT分析

TPPは対象となる分野が広いため、ここでは「日本の将来」に大きな影響を及ぼすと思われる「知財」、「金融サービス」、「農業（物品市場アクセス分野）」の3分野について検証する^(注2)。検証にあたっては立場の違いによる賛否両論を考慮し、「国」、「企業」、「個人」の目線それぞれで検討し、

どのような状況で見解が分かれるのかについて、SWOT分析を実施した。(図表3)

1. 知的財産

知財の分野では、著作権保護期間の大幅延長、医薬品のデータ保護期間や、法的賠償金制度の導入、著作権侵害の非親告罪化^(注3)などが協議されているが、日本の法制度に整合の取れない規定が採用される可能性が争点となっていることから、これらが最大のリスクと成りうる。

これらの規定を「国」の視点で評価すると、著作権保護期間の大幅延長(現行50年から70年へ)によって、著作権料の支払いは増加するが、逆に世界的ブームとなっている日本ブランドも保護されるため、グローバル展開の推進力になるというメリットが評価される。またアニメなどを初めとする魅力的なコンテンツを海外へ普及させるクールジャパン政策にとっても追い風といえよう。これらが契機となって、海外からの訪日旅行者(インバウンド)が増えていることも事実である。

同じ規定でも「企業」の視点ではどうだろうか。コンテンツ企業にとって、自社のコンテンツが保護され、グローバル展開・海外進出への機会創出となる。法的賠償金制度が導入されれば、権利者には権利を守るためのコスト削減が期待できる反面、訴訟リスクは増大すると考えられる。

ネットや様々な表現活動を支えるテクノロジーの発達で、生産消費者と言われる「個人」の活動はさらに活性化されるが、著作権保護への理解度によっては、安易な複製・転用や模倣により個人が訴えられるリスクが拡大する。

2. 金融サービス

サービス分野は、主に国境を越えるサービスの提供において、国際通商ルールの統一化、自由化が協議されている。我が国では、WTO・EPA加盟国間においてすでに高いレベルでの自由化を約束しており、「追加的約束を求められる余地は考えにくい」と内閣官房他資料では説明している。日本にとっては「攻め」の分野である。

ここでの「国」のメリットは、新興地域で我が国の金融関連企業のビジネス環境が整備されることである。米国との二国間協議において提起されている関心事項(郵政、共済)について、追加的な約束を求められるかもしれないという懸念が最大のリスクとなっていた。これについては、TPP交渉が始まる直前に、郵政がアフラックと業務提携したことで今後の日米交渉の追い風になると見られている。また投資分野のルール整備との相乗効果で、海外への進出や投資はしやすくなるが、海外への資産・マネーの流出が懸念される。

では「企業」にとってはどうだろうか。金融関連企業は特に新興国への投資機会、進出機会が増え、まさにビジネスチャンスである。中小企業が海外に事業進出する際には、国内の金融機関から資金援助を受けやすくなる。海外ベンチャーキャピタルからの資金調達によって新規事業への道も拓かれる。こうした資金調達では、海外からの敵対的、投機的買収(M&A)リスクも増大。業界大手の外資系企業との業務提携が進めば、過当競争など今以上に市場リスクが増す。

このように「国」や「企業」にとっては、デメリット、リスクの方が大きく見えるが、「個人」にとっては、海外金融商品への投資リスクが低減されるほか、安価なサービスや保険商品を利用できるようになるメリットは大きい。

3. 農業

農業分野については、わが国の各分野の中でも最もセンシティブな部分^(注4)が含まれる。中でも重要5品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)は「聖域」と呼ばれており、関税撤廃対象から除外できるかどうか争点となっている。

このような状況において、「国」の視点では、高品質の農産物による海外市場への売り込みができることがチャンスであり、逆に安いコメが入ってくれば、これまで強制的に対応してきた需給調整制度が崩壊するというリスクがある。

同様に「企業」の立場では、海外市場へレベルの高い農業技術の海外展開を図り、農林水産業の経営体質強化を目指す6次産業化を進めるチャンスである。

また「個人」にとっては、聖域5品目を含めて、関税が撤廃されるならば、外国産の安価な食糧、食材が買えるようになる反面、関税だけでなく輸入のための規制緩和によって、食品添加物や遺伝子組み換え食品、残留農薬など“食の安全”に関するリスクが増大する。

農業分野では、これからの将来展望を見出すため、1970年以降の貿易収支や農作物の生産量や消費動向などからSカーブの評価を行った。

【輸出入額】(図表5)

- ・総生産額：70年代は飛躍的に伸びたが83年をピークに減少に転じ、10年から増加傾向
- ・輸入額：95年ウルグアイラウンド以降は増加傾向にあったが、09年に急落
- ・輸出額：70年代から現在に至るまでほぼ横ばい。30年間の増加額はごくわずか

【食糧自給率、消費量】(図表6、7)

- ・コメ：消費量は100%から60%へ減少、自給率はほぼ100%
 - ・果実：消費量は変化がなく、自給率は80%から40%へ減少、輸入量が増加
 - ・野菜：消費量の減少と同時に、自給率も約20%減
 - ・畜産物：消費量が増加、比例して輸入量も増加
 - ・魚介類：消費量は増えていないが、海外からの輸入割合は増加
- 貿易収支や食糧自給率、消費量を合わせてみると、たとえばTPPと同様の課題であるEPA・FTA、さらにはWTOのウルグアイラウンド実施の前後でも大きな変化は見られなかった。特に今回TPPによって安い農作物の輸入が激増すると見られているが、実際にはウルグアイラウンド実施後も輸入額が激増したわけではない。需要が伸びなければ、自給率が下がったとしても輸入は増えないのではない。消費者の生活スタイルや、食の安全への関心といった要素のほうが、需要や消費量に大きな影響を持っている(リスクである)とも言える結果である。

4. RMとTPP、リスクとチャンス

ここまで、メリット・デメリットが分野によってまったく異なる状況を見てきた。単純に総括できるわけではないが、共通して言えることは、リスクと考えられることに対し、特定の要素、条件、あるいは切り口を変えることで、チャンスに変えられることではないだろうか。(図表4)

①知財

著作権期間の延長、権利侵害の非親告罪化 → 導入までに時間的猶予、啓蒙活動 → 自コンテンツの保護、活用強化

によるグローバル展開

②金融サービス

海外へのマネー、資産流出 → 日本型のきめ細かなサービスごと提供 → 民間投資の機会増大

③農業

食の安全に関するリスク → 無農薬栽培技術、6次産業化 → 国内・外市場への販売ルート構築

6 まとめ

TPPは「不確実性要素」であるからこそ、適切にコントロールすることで、プラスの結果を実現できる。相手国がイノベーションに発展し、日本の存続リスクにつながるような状況にならぬよう、確実に阻止するコントロールが不可欠である。

現状ではTPPはリスクかチャンスかというような二者択一の議論となると意見が分かれ、共通のゴールを目指すことが難しくなり、問題解決には長期に渡る議論を重ねるしかない。

本事例研究ではTPPを「業績向上のリスクマネジメント」として適用させる方法として、SWOT分析とSカーブを用いた。この取り組みはRMの新たな手法として捉えることができる。すなわち、定量的にも定性的にも目標値を設定しにくいいため明確なプロセスを固定できず、立場によって判断が大きく異なる事象、いわゆる「総論賛成、各論反対」の事案に対して、最適解を導くことができる。

その手法は、

①どのような分野・切り口があるか洗い出す

TPPでは「知財、金融、農業・・・」

②各分野・切り口別にどのような視点が存在するか洗い出す

TPPでは「国、企業、個人」

③その分野、視点でのSWOT分析により、現状を把握する

④SWOT分析から何が不確実性要素であり、それはリスクかチャンスかを見極める

⑤リスクに相当する不確実性に対して、Sカーブ分析し時間軸要素からチャンス化を図る

というプロセスにより、各分野、視点によっても合理的なチャンス化を図ることが可能である。

従来のRMは、損失を「リスク」と捉えた保険でカバーできる事象をマネジメントするという考えが中心のものであったが、こ

の手法に示すように、将来の不確実性要素をプラスにコントロールする、言わば「チャンスマネジメント」も可能である。この手法を積極的に活用し、「業績向上のためのリスクマネジメント」を実行することで、イノベーションのタイミングを計り、積極的な不確実性コントロールが肝要である。

【注】

注1. 2006年P4(パシフィック4)協定(環太平洋戦略的経済連携協定)発効。加盟4カ国シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイから成る。TPPに先行する経済連携協定のこと。

注2. 交渉は政府間ベースで非公開であり、今回の検証は政府の公式発表やメディア等の掲載記事等への検証を中心としている。

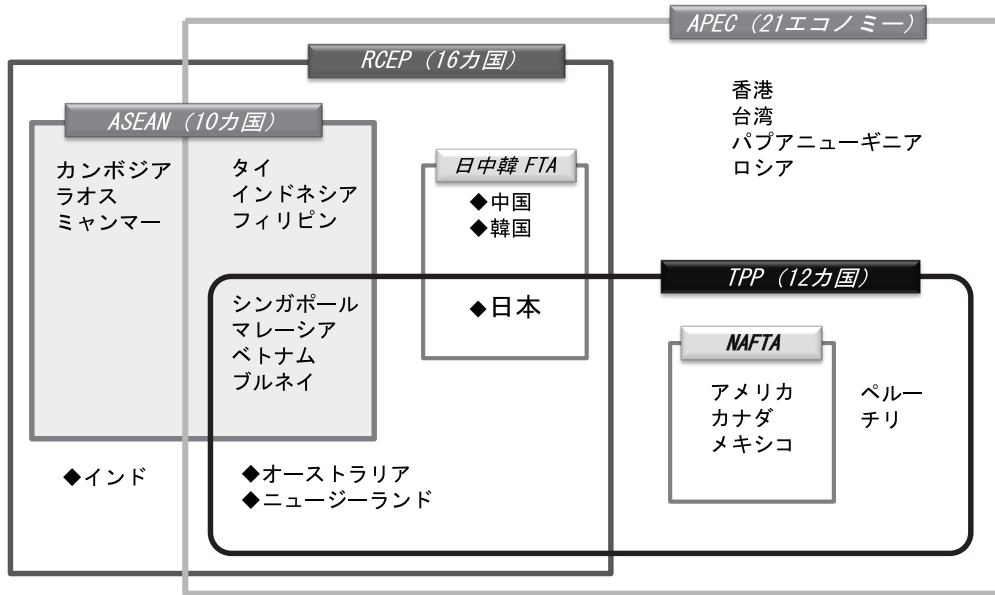
注3. 「非親告罪」とは、知財権利者の告訴を経ることなく、公訴により法的手続きをとることが可能になることを指す。第三者による告発、検察・警察独自の判断による捜査、現行犯逮捕などが可能になる。

注4. センシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受けるおそれが高い品目をいう。

【参考文献】

- ・ TPP 政府対策本部(内閣官房) <<http://www.cas.go.jp/jp/TPP/>>
- ・ 経済交渉 - 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉(外務省) <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/TPP/index.html>>
- ・ 『環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉概要』(外務省)
- ・ 『TPP協定交渉について』(内閣官房TPP政府対策本部)2013.6 & 2014.11
- ・ 『TPP交渉に関する説明会(配布資料)』(内閣官房TPP政府対策本部)2014.11.25
- ・ 『環太平洋経済連携協定(TPP)の概要』(経産省経済産業課)国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 770(2013.2.12)
- ・ 『国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)手続きの概要』(外務省、経済産業省)2012.3
- ・ CIPIC ジャーナル Vol.220 大阪大学、西口講師を引用
- ・ 特許行政年次報告2014年版
- ・ 『攻めの農林水産業の実現に向けて』(農林水産省)2014.5
- ・ リスクマネジメント協会 2013年論文「業績向上のためのリスクマネジメント」

図表1 TPP：アジア太平洋地域における広域経済連携



※ ◆印の国は、日・ASEAN、中・ASEANなどいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。
 RCEP：東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)
 ASEAN：東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)
 APEC：アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)
 TPP：環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)
 FTA：自由貿易協定 (Free Trade Agreement)
 NAFTA：北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement)

出典：内閣官房『TPP協定交渉について』より (2014年11月)

図表2 TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方 (出典：2012年9月に発出された「TPP貿易関係による首脳への報告書」等)				
1. 高い水準の自由化が目標 アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定 FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削減) やサービス貿易のみではなく、非関税分野 (投資、競争、知的財産、政府調達等) のルール作りのほか、新しい分野 (環境、労働、「分野横断的事項」等) を含む包括的協定として交渉されている。				
(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品 (= 締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS (衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気に罹らないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT (貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品や植物が病気に罹らないように「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済 (セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置 (セーフガード措置) について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(7) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供 (サービス貿易) に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス		(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 投資 内外投資家の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(16) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
		(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

出典：内閣官房『TPP協定交渉について』より (2014年11月)

図表3 プレイヤーから見たRMとTPP

	知的財産	金融サービス(*6)	農業	
国	メリット	・クールジャパン推進支援(*1)(日本ブランドの向上) ・知財権インフラのアジア展開。(著作権含め)で海外からのライセンス収入増(経済的収益) ・訪日旅行者(インバウンド)需要の取りこみ ・ハードソフト保護と推進 ・物からことへ(経産省)	・金融、投資市場の透明化 ・市場アクセスの改善により、特にASEAN諸国におけるビジネス環境の整備	・海外市場への売り込み
	デメリット	・著作権期間の大幅延長(*2)で米国へ支出は増加	・国家の安全保障に関わる基幹産業への買収リスク増大 ・新規法規制、国内企業優遇策が取れなくなる ・かんぼ、ゆうちょ、共済への対応を求められる ・海外への資産、マネー流出 ・投資企業(投資家)からの訴訟リスク	・米の需給調整制度の崩壊
企業	メリット	・コンテンツ日系企業の海外進出と保護による活性化 ・著作権侵害の非親告罪化(*3)(知財権) ・法的賠償金制度(*4)の導入で権利者には費用対効果とけん制効果の高まり	・海外への投資機会、進出機会の増大 ・海外の事業パートナーとの信頼構築 ・海外ベンチャーキャピタルからの投資(資金調達)による新規事業	・海外市場への売り込み ・6次産業(*8)、農業技術の海外展開
	デメリット	・著作権・商標権侵害の非親告罪化 ・法的賠償金制度の導入で訴訟リスク増大	・敵対的、投機的買収(M&A)リスク増大 ・外資系企業との市場競争の激化(*7)	・農家減少のリスク ・関税額、率の削減(牛肉38.5%半減等) ・急激な農産物輸入の増加
個人	メリット	・SNS等により生産消費者(*4)ベースの保護 ・生産消費者をベースとする多様性の活性化	・海外金融商品への投資リスク低減 ・安価なサービスの利用(ネットバンキングなど) ・選択の自由	・外国産の安価な食糧の入手
	デメリット	・非親告罪の拡大で、検察権力の強化と乱用へのおそれ ・真正品の並行輸入への広範な禁止権で生産消費者のささやかな楽しみの減少。	・サービス利用の格差(所得、情報リテラシーなど)	・食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和による「食の安全」に関するリスク

- (*1) クールジャパン戦略一衣、食、住等コンテンツの魅力を加価値にすることを目的とし、海外で日本ブームを造るインフラ構築、海外旅行者のインバウンド消費の取り込み。2020年に2千万人(13年1千万人)
- (*2) ベルヌ条約7条(1)1886年作成、09年160カ国加盟。)を多くの国が原則として適用。EU及び米国では70年を適用。ライセンスビジネスと絡め、延長の動き。
- (*3) 「非親告罪」とは、被害者(著作権侵害等)の告訴を経ることなく公訴を提起できるようにするということを指す。親告罪においても、第三者による告発や警察独自の判断による捜査、あるいは現行犯逮捕などは非親告罪と同様(日本)。
- (*4) 「法的損害賠償」とは、実損害の有無の証明がなくても、裁判所が(ペナルティ的な要素を含んだ)賠償金額を決められる制度。米国では、故意の判定がなされればUS\$750からUS\$10万ドルまでの賠償が認められること。
- (*5) 生産消費者=プロシューマー(Prosumer=Producer+Consumer)、1980年に未来学者アルビントフラーの著書「第三の波」で表した概念。生産活動を行う消費者。
- (*6) 金融サービスに含まれる内容:銀行、生保・損保、ファイナンス、リース
- (*7) 2013年7月、これまで米国のクレームで、政府出資のかんぽ保険でのがん保険販売は見送られていたが、郵政はそれまで包括的業務提携を結んでいた日本生命を差し置いて、突然クレーム元のアフラックと業務提携を発表。日米の金融大手同士の業務提携に、国内の業界内からアフラックこそ「民衆圧迫」との指摘。
- (*8) 6次産業、6次産業化とは、農林水産物を農家などが加工や販売・サービスまで手がけることで、農林水産物の経営体質強化を目指す経営手法。1次産業、2次産業、3次産業を掛け合わせて6次産業と名付けられた。政府は日本再生戦略の一環として、6次産業化を推進するため2010年12月、6次産業化法を公布。農林水産省が事業認定し、補助金や情報提供などで支援。

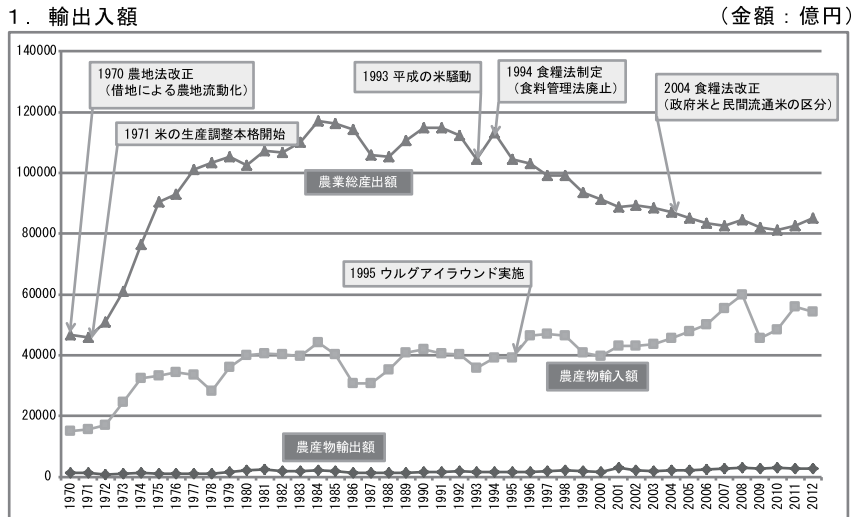
図表4 RMとTPP、リスクとチャンス

	リスク	チャンスのファクター	チャンス	事例
知財	・著作権期間の大幅延長で米国へ支出は増加 ・著作権・商標権侵害の非親告罪化(知財権) ・法的賠償金制度の導入訴訟リスク増大 ・非親告罪の拡大で、検察権力の強化と乱用への恐れ ・真正品の並行輸入への広範な禁止権で千三消費者のささやかな楽しみの減少	・アジア、その他からの収入増 ・啓蒙+警告を経た再犯への段階的賠償保護の導入 ・導入までの時間的猶予と知財啓蒙 ・米国では親告罪の概念が無い ・知財権(著作権)に限定 ・個人消費原則と点数制限等 ・アジアへの理解	・パラダイムシフト(ハード+ソフト) ・経済+文化価値の向上 ・知財権の活用強化で、日本、企業、生産消費者のグローバル展開が容易に ・被害者の同意原則を運用 →米国では「犯罪被害者が警察による訴追に協力しようとしない場合は、法律を執行しないことが原則」という運用 ・欧米とアジアへの橋渡し役 ・知財インフラ作りと啓蒙	・ライセンス、技術収入と貿易の拡大(*1) ・インフラ技術、環境技術等の特許権で護る ・日本文化への理解(アニメ、音楽、カフェ、おもてなし等) ・インバウンド需要にも活用 くまもん:アジアの有名人となり、熊本に14年は4年前の2倍の海外宿泊者増加 →著作権を海外でも確立したい ・多様性(エスニック)文化への理解推進 ・クールジャパンの健全な発展を担保
金融	・海外へのマネー、資産流出 ・敵対的、投機的買収リスク増大 ・ISDS条項(*2)の存在	・新興国向け投融资 ・日本型のきめ細かなサービス展開(システムごと提供)	・海外ビジネスへの進出機会増大 ・海外からの資金調達による新規事業開拓 ・民間投資の機会増大	・ネットやスマートフォンを使ったリテールサービス(若年層への接点強化)例:PayPal ・個人間融資サービス ・預金目的を宣言して預金、支援者を集める金融サービス ・クラウドファンディング
農業	・米の需給調整制度の崩壊 ・関税額、率の削減(牛肉38.5%半減等) ・急激な農産物輸入の増加 ・農家減少のリスク ・食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和による「食の安全」に関するリスク	・国産農作物の消費拡大(海外市場の拡大) ・セーフガード導入(輸入枠以上は税率戻す) ・無農薬栽培技術の活用 ・水耕栽培技術の活用 ・6次産業化	・米の二次製品の海外市場への展開 ・国内農産物の海外への販売ルート構築 ・無農薬栽培の農作物の生産および販売 ・海外への水耕栽培工場の輸出	・アジア富裕層への日本米の販売 ・加工食品(日本酒等)の海外販売 ・海外からのインターンシップ受け入れ事業

- (*1) 技術収入と貿易の拡大
日本は2011年に2兆円の黒字になるも、貿易額は米国の1/10
出典:特許行政年次報告2014年版
- (*2) ISDS条項(Investor State Dispute Settlement)。投資関連協定に基づく、国家と投資企業(投資家)の間の紛争解決に関する条項
投資先の法制度などにより、企業が事業拡大のために投資した結果が得られなかった、または事業拡大を阻害されたとして訴えることができる
国際仲裁による裁判に敗訴した場合、莫大な賠償金の支払いだけでなく、国が定めている法律や制度が廃止される事もありうる

背景 1. 交渉は政府間ベースで非公開であり、今回の検証は折に触れたメディア等の掲載記事等への検証を中心としている。
2. 経済的効果だけでなく、大国中国へのけん制効果も考慮。
3. リードする日米の政治環境(米国における中間選挙によるTPP推進派の共和党の勝利、12月14日の衆院選の自民党勝利による政権の安定でTPP前進の見込み)

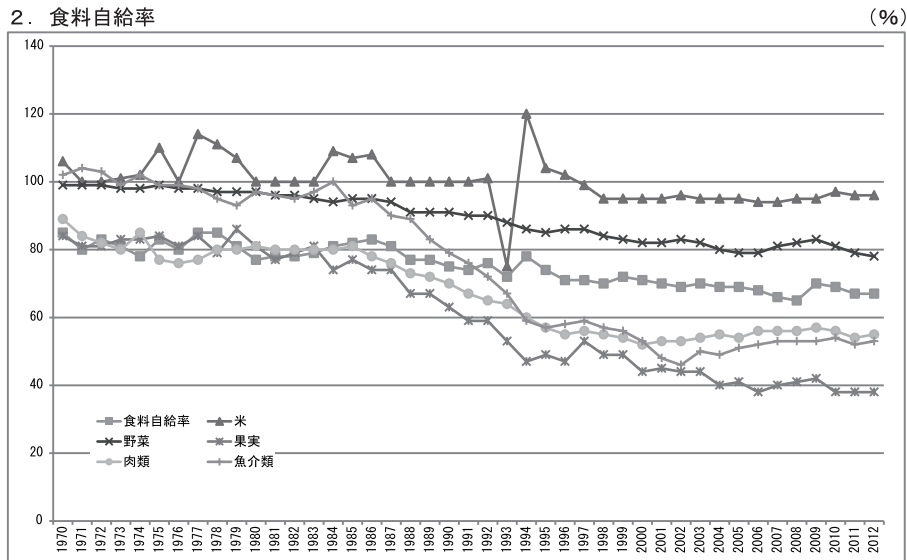
図表5 TPP農業分野のSカーブ



*1970年と比較すると生産量は、3.5兆円増加。輸入額は、4.0兆円増加。ほぼ同等。総需要は伸びていることから安価な汎用品は増加。付加価値は進み、廉価品へは輸入へ、今後よりこの傾向は進み、輸出は成長分野。

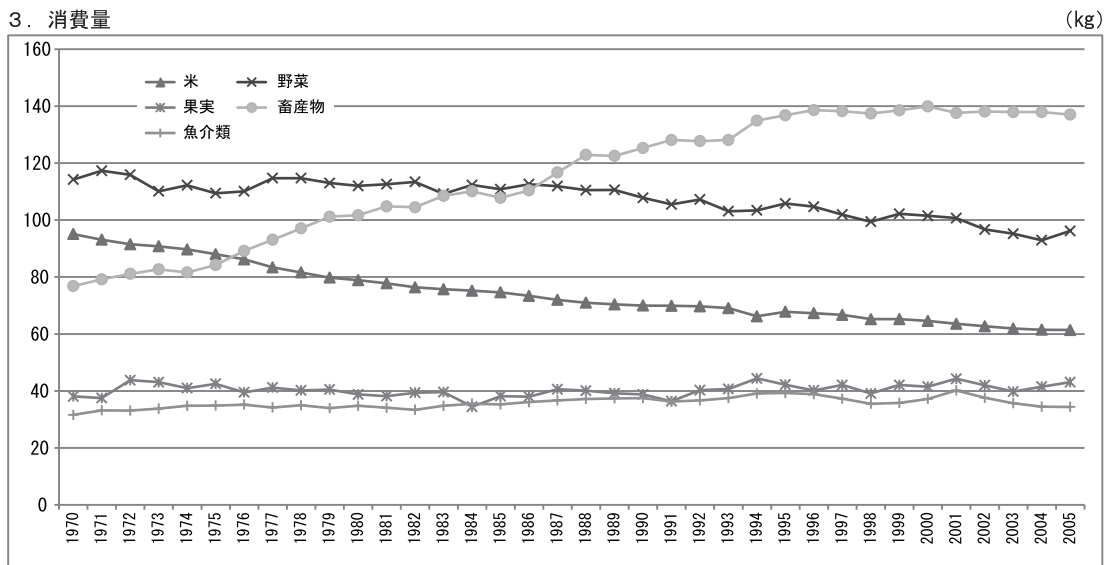
出典：農林水産省 農林水産統計データより

図表6 TPP農業分野のSカーブ



出典：農林水産省 農林水産統計データより

図表7 TPP農業分野のSカーブ



* 食生活の変化—畜産物消費の増加、米離れ、果実、魚介類は維持。

出典：農林水産省 農林水産統計データより